○外務省告示第百七十三号

李克強中華人民共和国国務院総理及び文在寅大韓民国大統領の来日に際し、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第五条第一項、第二項及び第三項の規定に基づき、対象外国公館等及び当該対象外国公館等の敷地又は区域並びに当該対象外国公館等に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定する。

平成三十年五月二日

外務大臣　河野　太郎

一　東京国際空港

期間	平成三十年五月八日から平成三十年五月十一日まで
対象外国公館等の所在地	東京都大田区
対象外国公館等の区域	東京都大田区　羽田空港（次の図面に示す部分に限る。）
対象外国公館等に係る対象施設周辺地域	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と二十四に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域 一　北緯三十五度三十二分二十三秒、東経百三十九度四十九分四十三秒の点 二　北緯三十五度三十二分三十五秒、東経百三十九度四十九分四十四秒の点 三　北緯三十五度三十二分四十五秒、東経百三十九度四十九分三十一秒の点 四　北緯三十五度三十二分四十五秒、東経百三十九度四十九分十五秒の点 五　北緯三十五度三十二分二十五秒、東経百三十九度四十八分四十四秒の点 六　北緯三十五度三十三分〇秒、東経百三十九度四十八分十四秒の点 七　北緯三十五度三十四分二十秒、東経百三十九度四十七分十六秒の点 八　北緯三十五度三十四分二十三秒、東経百三十九度四十七分三秒の点 九　北緯三十五度三十四分十七秒、東経百三十九度四十六分十秒の点 十　北緯三十五度三十四分七秒、東経百三十九度四十六分三秒の点 十一　北緯三十五度三十三分四十七秒、東経百三十九度四十五分四十九秒の点 十二　北緯三十五度三十三分五十八秒、東経百三十九度四十五分三十九秒の点 十三　北緯三十五度三十四分一秒、東経百三十九度四十五分二十五秒の点 十四　北緯三十五度三十三分五十秒、東経百三十九度四十五分六秒の点 十五　北緯三十五度三十三分三十七秒、東経百三十九度四十五分三秒の点 十六　北緯三十五度三十三分十八秒、東経百三十九度四十四分五十八秒の点 十七　北緯三十五度三十二分五十二秒、東経百三十九度四十四分四十五秒の点 十八　北緯三十五度三十二分四十一秒、東経百三十九度四十四分五秒の点 十九　北緯三十五度三十二分四秒、東経百三十九度四十四分三十八秒の点 二十　北緯三十五度三十一分五十四秒、東経百三十九度四十四分十秒の点 二十一　北緯三十五度三十一分四十五秒、東経百三十九度四十四分四十秒の点 二十二　北緯三十五度三十一分十七秒、東経百三十九度四十四分四十九秒の点 二十三　北緯三十五度三十一分七秒、東経百三十九度四十四分二秒の点 二十四　北緯三十五度三十一分八秒、東経百三十九度四十四分十六秒の点
備考	「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。

二　迎賓館

期間	平成三十年五月八日から平成三十年五月十一日まで	
対象外国公館等の所在地	東京都港区	元赤坂二丁目一番
対象外国公館等の区域	東京都港区	元赤坂二丁目一番（次の図面に示す部分に限る。）
対象外国公館等に係る対象施設周辺地域	東京都千代田区	紀尾井町四番から七番まで及び麹町六丁目
	東京都港区	元赤坂一丁目及び元赤坂二丁目
	東京都新宿区	四谷一丁目一番から二番及び九番から十八番まで、四谷二丁目一番、若葉一丁目十番から二十四番まで、若葉三丁目一番及び八番から十番まで並びに南元町二十番及び二十三番から二十六番まで
備考	一　「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。 二　側端の一方のみがこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三　側端の少なくとも一方がこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する公有水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。	